

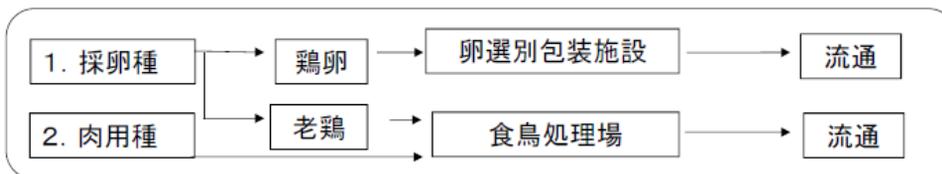
## 家畜保健衛生所より

現在、迅速に防疫作業に取り組んでいます！  
 なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を  
 食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)  
 が人に感染する可能性はないと考えています。



### 〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。
2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。
  - 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
  - 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。



**中央家畜保健衛生所**（西濃総合庁舎内）

〒503-0838 大垣市江崎町422-3

TEL: 0584-73-1111 (内線314) FAX: 0584-73-4422

E-mail: c24502@pref.gifu.lg.jp